

茨水会規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、「茨水会 (しすいかい)」と称する。

第2条 (本部)

本会は主たる事務所を北海道石狩市生振 367 に置く。

第3条 (目的)

本会は国立大学法人北海道大学漕艇部 (水産学部漕艇部を含む、以下同部と称す) の活動を支援・援助するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 同部の競技活動に関する支援、援助。
2. 同部の運営に関する物心両面の援助。
3. 会報、会員名簿等の発行。
4. 会員の親睦交流に関する催事の開催。
5. その他目的を達成するために必要な事業。

第5条 (活動年度)

役員任期や会計を含む、本会の活動年度は11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

第2章 会 員

第6条 (会員)

本会の会員は次の3種とする。

1. 正会員 同部にかつて在籍し、又はそれと同等の活動をして、大学卒業後、入会に同意した個人、または、準ずる者。
2. 特別会員 同部の育成とその活動に多大の貢献をし、理事会の要請により入会に同意した個人。
3. 賛助会員 本会の事業に賛同し、それを支援協力する法人又は個人で、理事会が認めた者。

第7条 (退会)

本会を退会しようとする者は理事会に申し出てその承認を受けるものとする。但し、理事

会は申出者と入学・卒業が同期の会員の意向を尊重するものとする。

第8条 (除名)

会員にして、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

1. 本会の名誉を傷つける行為、または本会の目的に反する行為をしたとき
2. その他、会員としてふさわしくない行為をしたとき

第9条 (支部)

本会は北海道、東日本、中部、西日本に支部を置く。会員は居住地および国内連絡先により各支部に所属する。

第10条 (保簿)

- 会員の名簿は事務局長が保管、管理し、可能な限り、正確を期さなければならない。
2. 多年に亘り音信不通の会員は、会長の承認を得て、各種決議の員数外の取り扱いとし、名簿にその旨を記載する。

第3章 役員および事務局スタッフ

第11条 (役員構成)

本会には次の役員を定める。

会長1名、副会長2名以内、理事長1名、理事11名以上 (内、支部長4名を含む)、監事2名、事務局長1名、会計1名、学年幹事適当数。

1. 会長 (1名) : 会長は本会を代表し、内外の会務を統括する。
2. 副会長 (2名以内) : 会長を補佐し、会長に事故あるときは、代行する。
3. 理事長 (1名) : 理事長は会長を補佐し、理事会を統括する。理事長事故ある時は理事から代理を選出する。
4. 理事 (11名以上) : 理事のうち4名は各支部会員の互選により決めた支部長とする。また、支部長以外に7名以上の理事をおき、本会の活動に必要な各任務を担当する。
5. 監事 (2名) : 監事は会計全般を監督する。監事は総会に提出すべき会計書類を監査し、その結果を総会に報告する事を要する。

監事は理事会に出席して意見を述べる事ができる。

6. 事務局長（1名）：理事会により選任され、会の事務を統括する。

7. 会計（1名）：理事会により選任され、会の会計を統括する。

8. 学年幹事：各入学年次毎に各1名以上の学年幹事を選出し、本会の活動にあたり各学年を取まとめる。

第12条（選出方法）

原則として、全ての役員は総会において会員から選出する。

2. 4月に誕生する新年度の学年幹事は、原則として、前ポート部主務が就任するものとするが、その他の場合は可及的速やかに入学年次同期内の互選により当該年次の学年幹事を選出し、理事長に届け出るものとし、届出日以降、幹事に就任するものとする。

第13条（任期）

役員の仕事は原則として3年とし、再選は妨げない。

第14条（事務局スタッフ）

事務局長の指名により、基金、広報などのスタッフをおくことができる。詳細は別途定める。

2. スタッフは、事務局長の指示により、各担当の業務を遂行する。

第4章 機 関

第15条（機関の設置）

本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 支部会、および支部幹事会
4. 委員会、および部会

第16条（総会の種類）

総会は次の2種とする。

1. 定期総会
2. 臨時総会

第17条（総会の承認事項）

次の各号は必ず総会の議決または承認を要する。

1. 役員の仕事および解任
2. 予算および決算の承認
3. 事業報告
4. 本会の解散
5. 会員の賞罰
6. その他重要な事項

第18条（総会の開催方法）

総会の決議事項は、以下の方法等により、分散して開催・決議することができる。

1. 事前に意見聴取・陳述し、委任状・代理出席することができる。
2. 支部会において審議・決議し、書面・代理委任にて意見・評決を表明することができる。
3. 総会後に全会員に諮り、事後承認を実施することができる。

第19条（定期総会の承認事項）

次の事項はこれを定期総会に提出してその承認を受ける事を要する。

1. 前年度活動報告
2. 前年度決算報告
3. 当年度活動計画
4. 当年度予算

第20条（臨時総会）

総会の承認事項について必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

2. 臨時総会は、会員の提起により、会長が認めた場合に開催され、会長が招集する。

第21条（理事会の決議代行）

理事会において緊急を要するためその他やむを得ない事情により総会招集困難と認められた時は、理事会の決議を以て総会決議に代えることができる。

2. 前項の決議は、次回の総会において承認を得ることを要する。

第22条（総会の議案）

総会に提出すべき議案は理事会の決議によってこれを定める。

第23条（総会の決議）

総会の決議は出席会員の過半数を以てこれを為す。可否同数の時は議長がこれを決する。

第24条（総会の議長）

総会の議長は会長がこれに当たる。会長事故ある時は副会長、理事長、理事の順序によりこれを代理する。

第25条（理事会）

本会の目的を達成するために、理事会を設け、会運営の業務および事業を決定し執行する。

2. 理事会は、会長、副会長、理事長、事務局長、支部長を含む理事により構成される。

3. 理事会は、総会に付議すべき事項その他の重要な会務を審議し、総会決議事項及び通常業務を執行する。

4. 理事会は、理事長が適宜招集し、議長を務める。

5. 理事会は定員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数を以てこれを決する。出席不能の理事は、書面、電子メールなどによる委任状を提出するものとし、また書面、電子メールなどにより意見を提出することができる。委任状は定足数及び表決に算入する。

第26条（支部会および、支部幹事会）

支部会は支部の会員により構成される。

2. 支部会は支部長が適宜招集し、支部の活動を決定する。

3. 支部幹事会は支部長が選出した支部会員若干名により構成される。

4. 支部長は必要と認められた時、支部幹事会を招集する。

第27条（委員会と部会）

理事会の補助機関として、理事会承認のもとに各種委員会を置く。

2. 委員会の委員長は、理事長が会員の中から委嘱する。

3. 委員長は理事長と協議の上、会員の中から委員を委嘱するが、委員会では必ず1名以上の理事会構成員をメンバーとする。

4. 理事長は各委員会の分掌業務について、各委員長の自主性を尊重しつつ常時これを調整し、総会においてその活動について報告しなければならない。

5. 各委員会は、必要に応じ理事会の承認を得て委員会に特定分野の業務を担当する部会

をおくことが出来る。部会の長は、委員長が認めるときは理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第28条（実務の依頼）

理事長は会の実務を処理するため必要な場合は、同部に実務を依頼することができる。

第5章 会 計

第29条（会費）

本会の目的達成のため、会員は以下の会費を納入する。

1. 年会費

① 正会員 年額5,000円とし、原則として2口以上とする。ただし、若年者及び高齢会員についてはその軽減措置を講じることができる。70歳以上の会員については会費納入を随意とする。

② 特別会員 特に定めず。

③ 賛助会員 特に定めず。

2. 特別事業会費：会が定めた特別事業のための会費。

第30条（資産）

本会の資産は会員の会費、寄付金その他の収入から成る。

第31条（資産の処分）

重要な財産を処分し又は予算外の支出を為すには理事会の議決を経ることを要する。

第6章 規約の変更

第32条（規約の変更）

本規約は、茨水会報、メーリングリストなどを活用して、可能な限り会員全員に諮り、郵送、投票、電子メール、Web上の投票など可能な手段を用いて会員全員の意見を集約し、有効な意思表示の3分の2以上の同意を以て変更することができる。

付 則

本規約は平成18年9月23日より施行する。

2. 平成22年11月7日より改定施行する。